

地域型保育事業の認可及び確認事務について

1 地域型保育事業について

新制度施行に合わせ、以下の4類型が新たに市町村の認可事業として位置づけられた。

| 類型 | 内容 |
|---------|--|
| 家庭的保育 | 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施 |
| 小規模保育 | 小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 ※A型（保育所分園に近い）、B型（中間型）、C型（家庭的保育に近い）の3類型 |
| 事業所内保育 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供 |
| 居宅訪問型保育 | 保育を必要とする子の居宅において、きめ細かな保育を実施 |

○児童福祉法第34条の15（改正後）

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 市町村が行う事務について

（1）認可

- 市町村は、家庭的保育事業等の認可の申請があった場合には、条例（※）で定める基準に適合するかを審査するほか、児童福祉法に掲げる基準により、その申請を審査する。

※精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）

- 市町村は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 市町村は、審査の結果、その申請が基準に適合すると認めるときは、家庭的保育事業等を認可する。（ただし、認可することにより市町村子ども・子育て支援事業計画に定める必要利用定員総数を超えることになる場合には、認可しないことができる。）

（2）確認

- 市町村は、認可を受けた地域型保育事業について、地域型保育事業者の申請に基づき、条例（※）で定める基準に適合するかを審査し、適合する場合には、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として、確認を行う。

※精華町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）

- 確認は、市町村が、地域型保育の種類及び地域型保育事業所ごとに、利用定員を定めて行う。